

ホームレスの図書館利用と公立図書館の基本的役割

—— クライマー事件, 修正第1条, アメリカ図書館協会 ——

川 崎 良 孝

The Homeless and the Public Library with Special Reference
to the *Richard R. Kreimer* Case (1992)

KAWASAKI Yoshitaka

は じ め に

1990年1月に開かれたアメリカ図書館協会冬期大会では、ミネソタ図書館協会の「社会的責任に関するラウンドテーブル」(Social Responsibilities Round Table)の動きを受け、親組織のアメリカ図書館協会「社会的責任に関するラウンドテーブル」が、貧しい人びとへのサービスについて決議をあげた。続いてシカゴで1990年夏に開かれたアメリカ図書館協会年次大会では、会員総会がこの決議を採択した。これを受けて協会の最高決定機関である評議会(Council)は、貧しい人びとへの図書館サービスに関する決議を採択している¹⁾。そして決議は『ALA方針マニュアル』に新たに第60条として組み込まれた。前文の骨子は次のとおりである²⁾。

第60条：貧しい人びとへの図書館サービス

アメリカ図書館協会は、あらゆる人のために情報への等しいアクセスを促進する。アメリカでは貧しい子ども、成人、家庭が増大しており、早急に対処する必要がある。こうした人びとは、非識字、病気、社会的孤立、ホームレス、飢え、差別が組み合わさって、さまざまな不利をこうむっている。また伝統的な図書館サービスではうまく対応できない。貧しい人びとが民主主義社会に完全に参画するについて、図書館の役割はかけがえのないものになる。図書館はこうした人びとが社会に参画できるように、多種多様な資源や方策を活用しなくてはならない〈後略〉。

第60条は続いて15項目の具体的措置をあげている。参考までに第1項と第2項は次のようになっている。

60.1 方針目標：アメリカ図書館協会はこの目標を以下によって実施する。

- (1) 特に有料制と延滞料を中心として、図書館情報サービスのあらゆる障壁を除去するよう促進する。
- (2) 貧困やホームレスの問題を真剣に扱った資料、貧しい人びとを尊厳をもって扱った資料、低所得者層の利用に現実に役立つ資料に関して、活字非活字に関わらずに刊行、作成、

購入を促進し、同時に容易な利用を推進する。

ところで1960年代から特に大都市公立図書館はアウトリーチ・サービスを展開し、不利益をこうむっている人に積極的サービスを展開してきた³⁾。当然この不利益をこうむっている人の範疇に貧しい人びとが入る。しかし1990年に貧しい人びと、正確には低所得者層に関する決議を採択したのは重要な理由がある。それは前文や第2項にあるホームレスという語に関係する。

社会状況や経済状況を反映して、ホームレスと図書館サービスとの関係が問題になってきた。ホームレスの数は合衆国保健省の評価200万人から、全米ホームレス連合(National Coalition for the Homeless)の400万人までさまざまである⁴⁾。さらに都市社会の研究者でノースウェスタン大学の社会学部教授クリストファー・ジェンクス(Christopher Jenks)は、既存の研究や調査を批判的に整理してホームレスの人口を約35万人と推測した。そして「この数字にはかなりの誤差が考えられるが、30万から40万の線であることはほぼまちがいないだろう」と結論し、「50万以上の数字は、『目に見えない』ホームレスの数が極めて多いとしない限り、既存のデータとかなり矛盾する」⁵⁾と続けたのである。数値はともかく1988年にニューヨーク・パブリック・ライブラリー特別サービス部のM.ゴンザレス(Mario Gonzalez)は、この10年間にニューヨーク市を訪れたことのない人が最近訪問すれば、街路、シェルター、福祉ホテルに住む多くの人を見て驚くだろうと述べている⁶⁾。ホームレスが生じる理由には多くの社会的、経済的、政治的、個人的な要因があり、それらが複雑に絡みあっている。頻繁に指摘されるのは経済不況による失業、精神障害者の脱施設化政策(deinstitutionalization ジェンクス『ホームレス』岩田正美監訳の訳語による。強制退院といってもよからう)、レーガン政権下での連邦援助金(社会福祉、低所得者向け住宅など)の削減、麻薬(特に1980年代後半からはクラック)、それに都市再開発の影響などである。例えばR.シモンズ(Randall Simmons)は公立図書館とホームレスを扱う論考のなかで、脱施設化政策と失業を大きな理由としている。後者については、社会サービスの削減、高失業率、低所得者向け住宅の不足などで、「主流を歩いていた多くのアメリカ人が路頭に迷っている」とする。失業し、金も底をつき、失業保険もなくなり、家を失った人びと、すなわち「新しい貧しい人びと」で、40歳以下、黒人、女性、子どもが目立つという⁷⁾。

本稿はホームレスの図書館利用から生じた裁判事件を手がかりに、そこに現れた公立図書館の基本的な役割、アメリカ図書館協会の対応を明らかにする。重点はホームレスへのサービスの紹介や検討というより、一人のホームレスの図書館利用から生じた裁判を通して、アメリカ公立図書館の存在意義を示すことにある。

1 ホームレスと図書館利用⁸⁾

ホームレスへの公立図書館サービスの思想や実践は多様である。インディアナ大学大学院図書館学部長H.ホワイト(Herbert White)は、「図書館固有の課題に限定すべきである」⁹⁾と主張し、ホームレスの問題への介入に反対した。しかしホワイトのような意見は少数で、冒頭に掲げたアメリカ図書館協会の決議が期待するように、資料や情報の提供を中心に取り組みをする館も多い。テキサス州ダラスやオクラホマ州タルサ、それにニューヨーク、デトロイト、ミネアポリスは、地域の福祉機関などと協力して、図書館が積極的に関与している。タルサはホームレスに

昼間の居場所を設けるのに中心的な役割を果たしたし、生活に直結する資料や情報の提供に努力した¹⁰⁾。ダラスはホームレスへのサービスを調整する団体 (Dallas Agencies Serving the Homeless) の設立会員で、資料と情報の提供に尽力している。そして居場所の確保自体は図書館の管轄範囲とは考えず、そうした居場所 (シェルターや福祉ホテル) への資料提供と情報提供に的を絞っている¹¹⁾。ニューヨークの場合、ホームレスが劣悪な状態で居住している福祉ホテルの各室を訪問してサービスを宣伝し、施設に文庫本や絵本を置いている。また生活情報の提供、さらにはお話し会、ストーリーテリング、人形劇も提供した¹²⁾。最後にマサチューセッツ州のハヴァーヒル (Haverhill) である。同市の人口は 15 万人、ホームレスは約 150 名である。図書館長によると、ホームレスの約 3 分の 1 が来館し、一方では利用をやめた一般の利用者もあったという。市役所との複合施設となる新館建設に際して、図書館は一つの部屋を 20 名分のホームレス用の部屋として設計した。1989 年 1 月 19 日の『ニューヨーク・タイムズ』は、この部屋について「ソファ、安楽椅子、テレビ、コーヒーマーカーを用意している。机には新聞、雑誌、それに市が提供する福祉関係の小冊子類を揃えている」¹³⁾ と報告した。

このように各館のサービスは多様である。ホームレスに対する特別サービスの是非は別にして、多くの問題や課題が浮上してくる。サービスの広さと深さの決定という基本問題がある。住所不定者にたいする図書館カードの発行方法¹⁴⁾、延滞料の扱いという問題もある。そうした現実的問題の一つに館内での困った行動がある。

椅子、トイレ、冷房、暖房などの使用を中心とする図書館利用者は昔からいた。W. ホワイトヒル (Walter Whitehill) は 1920 年代前半のボストン市立図書館ベイツ・ホール (Bates Hall) について、「他に暖をとる行き場のない人が冬期の利用者のなかで必要以上に多数を占める」ようになったと記し、「夏期に不快な人物がトイレを使ったのちに、中庭の素敵な拱廊の日陰を占領して、長々と休憩するのと同じである」¹⁵⁾ と続けたのである¹⁶⁾。しかし図書館としては許容できるし、扱える範囲におさまっていた。とはいえ 1980 年代中頃から、この問題は無視できなくなってきた。市や救世軍 (Salvation Army) が宿泊場所を、教会が給食を用意したりしているが、ホームレスは昼間に行き場がない。タルサ公立図書館長 P. ウッドラム (Pat Woodrum) によれば、「[昼間は] ダウンタウンにある図書館 [中央館] の他には居場所がない」¹⁷⁾ とのことである。冬になって寒くなると、ホームレスは毛布と持ち物袋を持って入館してきた。トイレで体を拭う者、椅子やラウンジで居眠りをする者がいた。トイレのペーパータオルの経費が急上昇し、簡易温風器にかえねばならなかった。ある寒い日には 6 階建ての建物のほとんどの席をホームレスが占めたのである。

ホームレスの出現自体を不快に思う利用者がいる。子どもの安全を心配する親もいる。視聴覚室でのヘッドホンの共有を嫌う人もいる。隣の席に座るのを避ける利用者もいる。もちろん職員に苦情を述べる人もいる。職員も利用者と同じように不快に思う場合がある。一方では身なりや経済状態は図書館利用を制限する基準になりえないことも知っている。おうおうにして職員はジレンマに直面し、ストレスもたまる。こうした状況にあって、利用者行動規則を定めて厳格に実行する館が出現するのも無理からぬことである。

2 利用者の行動に関する規則

一般に図書館は安全で平穏な場所と考えられているが、公共施設全般に生じるあらゆる困った行動 (problem behavior) に直面している¹⁸⁾。おそらくニューヨーク州のスキネクタディ (Schenectady) 公立図書館は、この種の利用者を意識してもっとも具体的な手引き書を用意している館であろう。1984 年版では困った行動を、「意識的か否かを問わず、他の利用者の権利を侵害、制限するあらゆる行動」¹⁹⁾ と定義し、以下の 25 項目を列举した。

(1)立腹して苛立った利用者。(2)暴行者。(3)職員を妨害する多弁な利用者。(4)混乱を起こす子ども。(5)親が付き添わない幼児。(6)飲食。(7)混乱を起こす行動 (disruptive behavior)。(8)麻薬、薬物中毒者。(9)飲酒。(10)情緒的、精神的に不安定な人。(11)裸足。(12)ぶらつき。(13)物乞い。(14)ペット持ち込み。(15)ひったくり。(16)性的異常者。(17)居眠り。(18)体臭。(19)喫煙。(20)疑わしい行動 (suspicious behavior)。(21)青少年の粗暴な行動。(22)資料や物品の盗み。(23)中央館 BD [盗本防止装置] システムの作動。(24)破壊者 (vandals)。(25)職員への罵倒。

例えば(17)「居眠り」の具体的措置は次のようになっている²⁰⁾。居眠りは許されないが、短時間のうたた寝は放置する。常習者、寝そべっている人、鼾には注意を促し、10 分間以上寝ている場合には退館を求める。

また(18)「体臭」については、衛生状態が劣悪で体臭が職員や利用者に不快となる場合、当人には退館を求め、清潔にして入館するよう説得するとなっている²¹⁾。

最後に(7)「混乱を起こす行動」では次のように定めている²²⁾。

- A. 混乱を起こす行動とは、脅威にはならないが妨害となる行動である。例えば声を限りに悪態をつく、プレイヤーの側で大声で歌う、子どもが外から窓をたたくなど。
- B. 利用者は混乱を起こす人物を職員に速やかに知らせるわけではない。そのため困った人物の出現に注意すべきである。
- C. 意識的か否かを問わず、職員や利用者を混乱させる場合、職員は直ちにやめるよう説得すべきである。
- D. E. F. それでも行動が続くなら退館を求め、応じない時には警察に連絡する。

スキネクタディ公立図書館の手引き書は、例えば「居眠り」、「混乱を起こす行動」について退館を求めたり、最終的には警察に通報するという措置を取っていた。

ホームレスを特に意識して 1989 年末にミシガン州アナーバー公立図書館は、31 か条の利用者行動規則を採択した²³⁾。女性への嫌がらせ、喧嘩、窓ガラスの破壊という行動が生じたため、警察との協力、警備員の増強をすでに実施していたが、新しい規則は館内での喧嘩、麻薬、武器、賭事、飲酒、それに他人への嫌がらせを禁じていた。第 17 条は極度に不衛生で他の利用者を害することを禁じ、衛生状態を正すまで入館させないと定めていた。さらに混雑時の場合、10 分間以上寝ている利用者には警告し、三回目には退去を命じるのである。こうした規則に地元新聞は好意的であったが、アメリカ自由人権協会 (American Civil Liberties Union) は、ホームレスへの差別であり規則自体に問題があると懸念を表明した。要するに図書館利用を利用者や利用者グループで差別しているというのである。

3 クライマー事件

3.1 モリスタウン公立図書館と利用者行動規則²⁴⁾

この種の問題が一躍有名になったのは、ニューヨーク市近郊にあるモリスタウン公立図書館（Joint Free Library of Morristown and Morris Township）によってである。ニュージャージー州にある人口17,000人のモリスタウンは、豊かな専門職層と貧しいエスニック・マイノリティで構成されている。図書館の至近に教会があり、ホームレスに無料給食サービスを提供していた。図書館には1987年頃から利用者によるホームレス批判が高まり、特に41歳の男性R.クライマー（Richard Kreimer）が焦点になってきた。図書館には利用者の行動に関する規則はなく、職員は「図書館利用者に最大限の便宜を供する。専門職である図書館職員は、……専門職教育、……経験、……常識からして、利用者や職員への妨害行動をやめさせるべきだと理解している」²⁵⁾との慣習に従って判断していたという。

クライマーは図書館利用の常連で、静かに読書や思考をしていると主張した。しかし図書館側によると、利用者を凝視したり、追い回したり、大声で独り言や話しかけをしたという。また衛生状態が悪いため体臭がひどく、利用者や職員に妨害になったという。そのため館長B.ライス（Barbara Rice）は月例の職員会議で困った行動（盗み、喫煙、麻薬やアルコール、混乱を起こす行動など）について協議を重ね、1987年から困った行動を記録に残すことにした。記録の一部は次のようである²⁶⁾。

1989年1月14日：クライマーの体臭で職員はコピーを完了できない。

1989年3月30日：クライマーは参考図書館員を90分間2度も凝視し続けた。

1989年6月15日：クライマーは館長を困らせた。敵対的なため館長は警察に連絡した。

こうした状況を考慮し、1989年5月16日に図書館理事会は利用者行動規則（Patron's Rules）を採択した。規則の前文は、「モリスタウン公立図書館の全利用者が図書館を利用するについて、通常の開館時間中に利用者に最大限の便宜を供する」ためとなっている。この規則は特にクライマーを意識したもので、一部分は次のようであった²⁷⁾。

第1号：利用者は館内で公立図書館利用についての通常の行動をすべきである。読書や調査、それに資料の使用をしない利用者には、退館を求めることができる。無目的なぶらつきは許されない。

第5号：利用者は他の利用者の権利を尊重しなくてはならない。利用者は騒々しい行動や乱暴な行動、不必要な凝視、他者について回ること、ウォークマンなどの機器を周囲に聞こえるように使うこと、歌や独り言、そのほか他者の妨害になる行動によって、他の利用者を悩ませてはならない。

第9号：利用者の身なりや衛生状態は、地域の公的場所での基準に合致しなくてはならない。この基準には衣服の繕いや清潔さを含む。

〔付則〕当館の諸々の規則に違反した利用者には、退館を求めることができる。適切と判断するなら、職員はモリスタウン警察に連絡しなくてはならない。

〔付則〕理事会は館長の勧告によって、当館の諸々の規則に違反した利用者には、当館の利用を拒否することができる。

規則が成立したのち、クライマーは第1号、第9号に違反しているとして少なくとも二度退館させられた。クライマーはニューアークのアメリカ自由人権協会に相談し、協会は1989年7月5日に図書館に手紙を送った²⁸⁾。例えば第1号の「無目的なぶらつき」、第5号の「他の利用者を悩ませる」、および第9号の衛生テストなどは、曖昧性の理論にてらして憲法違反と主張した。その結果、規則の執行に際して職員に過大な裁量の余地を与えるというのである。

図書館は法律顧問と協議した。法律顧問は憲法上の問題はないと判断すると共に、規則のいっそうの明確化を助言した。図書館は7月14日にアメリカ自由人権協会に返答した。それによると、図書館利用はすべての人の権利ではあるが、それは妥当な規則を守った場合で、規則に違反した時には、館長は例えば退館を求める権限を有するという内容であった。同時に理事会は規則を明確にする目的で7月25日に変更を行った²⁹⁾。第1号については三点を修正している。まず「通常の行動をすべきである」の「通常の」を削除した。次に「退館を求めることができる」を「退館を求めなければならない」と変更し、図書館の裁量の余地を狭めた。最後に「無目的なぶらつきは許されない」の一文を削除した。第5号の場合、「他の利用者を悩ませてはならない」に一語を加えて、「他の利用者を嫌がらせたり悩ませてはならない」とした。次に「不必要な凝視」の「不必要」を削った。最後に「凝視」を「その人を悩ませる意図をもって他者を凝視すること」と変え、「他者について回ること」についても「その人を悩ませる意図をもって他者について回ること」と同じ措置を取った。第9号は次のように全面的に修正している。

利用者は入館に際して服その他を着用し、靴などを履かねばならない。衛生状態が特に不快で他者に妨害となる場合、その利用者に退館を求めなければならない³⁰⁾。

付則については、第一段落の「退館を求めることができる」を「退館を求めなければならない」、第二段落の「利用を拒否することができる」を「利用を拒否しなくてはならない」に変更した。さらに第二段落の末尾に、「決定について不満な利用者は、理事会に決定の再検討を求めることができるが、これは館長の指示に従った場合に限る」をつけ加えたのである。

この新規則についてアメリカ自由人権協会は9月19日の手紙で理解を示しながらも、規則の執行について職員による裁量の余地が過大で、ホームレスへの差別になる可能性があるとして引き続き懸念を表明した。要するに、「あるグループの人に滞在を許し、他のグループの人に退館を強いる可能性がある」と主張したのである。

新規則でもクライマーは退館させられた。1990年1月2日、クライマーはモリスタウンの警察、図書館、図書館理事会、図書館長ライス、3名の図書館職員、4名の警官を相手どり、ホームレスであるがために退館させられたとしてニューアークの連邦地方裁判所に提訴した。

3.2 連邦地裁判決（サロキン判決）

まもなく被告図書館側が当該規則の文言上有効を確認する即決判決を求め、たいするクライマーが反訴として合衆国憲法修正第1条、第14条、それにニュージャージー州憲法にもとづき文言上無効を確認する判決を求めた。そのため裁判は規則の法的効力をめぐる争いとなった。連邦地裁のH. サロキン (H. Sarokin) 裁判官は1991年5月16日に口頭弁論をおこない、5月22日に即決判決を下した。判決は、規則の第1号、第5号、第9号、および第9号に続く二つの段落を文言上無効とし、規則の実施を差止めるものであった。

サロキンは判決の冒頭部分で公立図書館の存在意義を説明し³¹⁾、公立図書館は「民主主義社会の偉大な象徴の一つ」で、異論を包み込む点で表現の自由を保障する「修正第1条を体現する」と述べた。その上で、図書館が本来の目的に使用されるために、利用者行動規則を定めることを認めた。しかし判決によると、規則の採択にあたっては、制限は特定の(specific)で、目的は必然的、結果は中立でなくてはならない。同時に規則の執行者の主観で左右されてはならない。身なりや衛生状態は他者への妨害になりうる。とはいえ穴のあいたジーンズを不適と考える人もいれば、ファッション性が高いと考える人もいる。図書館側の目的がいかに妥当であっても、身なりを根拠に職員の自由な裁量によって退館させてはならない。サロキンは次のような判断を示した。

図書館から不快な図書を禁止すれば、社会は存続できない。不快な人物を退館させても同じである。異論への寛容がわが国の偉大さの土台になっている。同じ寛容を人にも適用すべきで、特に嫌悪の原因を社会が作った場合はそうである。……図書館カードを無効にするのではなく、ホームレスの状況をなくさねばならない³²⁾。

続いてサロキンは規則検討のための枠組みを説明する。まず「修正第1条の適用の是非」³³⁾である。サロキンによると、修正第1条は思想を表明する権利、思想を受け取る権利を保護している。思想を受け取る権利は、話す権利から生じる必然的結果である。したがって公の読書資料の利用を制限する当該規則は、当然ながら修正第1条の枠内に入る。サロキンはこの裁判が修正第1条上の問題であると結論したのである。

次に「検討の基準」³⁴⁾の設定に向かう。ところで合衆国最高裁は公共的空間について、伝統的(traditional)・パブリック・フォーラム、制限的(designated or limited)・パブリック・フォーラム、それに非パブリック・フォーラムという三つの基準を設けてきた。伝統的パブリック・フォーラムとは、道路、歩道、公園など伝統的に表現活動の場として認められてきた場であって、規制にあたっては時間や場所、態様などで合理的かつ最小でなくてはならず、表現活動の内容について中立でなくてはならない。規制は重要な行政上の利益に役立つときに限られ、規制を狭く具体的に特定するとともに、表現活動のための代替手段を十分に用意しなくてはならないのである。一方、制限的パブリック・フォーラムは、政府が創設したもしくは限定された目的を持つパブリック・フォーラムで、表現活動の場として広く開放されたものである。その規制は伝統的パブリック・フォーラムに準じるとされる。

サロキン裁判官は、定義からして公立図書館は「州が表現活動の場として人びとの利用のために公開した公有財産」であるとする。そしてこの事件での表現活動とは、文字による思想を表明したり受け取ったりするという意味での修正第1条の表現活動であると判断した。公立図書館の設置目的および実際の利用法は、文字コミュニケーションの場であり、制限的パブリック・フォーラムに相当するといっているのである。興味あることにサロキンはこの考えをさらに進めていく。伝統的にいって、公立図書館は文字による思想のコミュニケーションのためのパブリック・フォーラムである。単に制限的なパブリック・フォーラムであるだけでなく、本質的(quintessential)、伝統的なパブリック・フォーラムであり、利用の難易は民主主義制度の根幹に関わる。要するに判決は、情報や思想を受け取るという修正第1条上の権利を保障する伝統的パブリック・フォーラムとして、公立図書館を位置づけたのである。

こうした予備的考察に続いて、「重要な行政上の利益にてらして、制限が合理的な時間、場所、態様で狭く設定されているか」³⁵⁾の検討に移る。被告図書館側は、当該規則には静かで秩序だった環境を育むという重要な行政上の利益があり、文字コミュニケーションを受け取るという各利用者の利益を維持する助けになると主張した。サロキンは、図書館の目的にてらして図書館は静かで平穏な場でなくてはならず、そのために規則が必要であると確認した。と同時に、そうした制限は平穏で秩序ある運営を実体的かつ実質的に妨害する行動に限り、時間、場所、態様を制限できると強調し、当該規則を取り上げていく。第5号は「他の利用者を悩ませてはならない」、第9号は「衛生状態が特に不快で他者に妨害となる場合、その利用者に退館を求めなければならない」となっていた。これらは実体的、実質的な混乱や妨害に狭く限定していない。また第1号は図書館の目的に沿った行動をしていない利用者に退館を求めているが、これでは静かに座っている利用者也退館させられる。この制限は、静かで平穏な環境を全利用者のために維持するということと無関係である。このような理由をあげて判決は次のようにまとめている。

以上のように、規則の第1号、第5号、第9号、およびそれに続く二つの段落は、時間、場所、態様の制限の点で合理的でない。また、規則の目的に沿った形で「狭く限定」されていない。さらに、代替となるコミュニケーションを十分に用意していない。したがって、合衆国憲法修正第1条に違反する³⁶⁾。

なお代替コミュニケーションについては、付則の最後の段落に関係する。そこでは規則に違反した利用者の図書館利用を拒否できる、そして不満があれば訴えることができると定めていた。この点について、サロキンは上訴の過程を不明確とすると共に、拒否された利用者には資料の利用が個人の財力に限られ、結果としてホームレスの資料要求を排除することになると判断した。

次に「過度の広範性の理論」³⁷⁾の検討である。なお過度の広範性の理論とは、表現規制が過度に広範な場合、憲法の保護下にある表現にも萎縮効果をおよぼすため、当の規則の適用が違憲か否かを問わず文言上無効になるという理論である。サロキンによると、第5号「そのほか他者の妨害になる行動によって、他の利用者を悩ませてはならない」といった包括的な語句はこの上もなく広範で、実質的な妨害でなく、単に他人を悩ますものをも妨害としているということになる。一方、サロキンは第5号の「ウォークマンなどの機器を周囲に聞こえるように使うこと」という句は合憲だとする。すなわち図書館という静かな場で、他の利用者が情報を受け取ることを保障するという重大な行政上の利益を実質的に妨害する行動を特定の明示しており、制限を狭く設定しているからである。サロキンは次のように結論している。

したがって、音響機器を周囲に聞こえるように使うことを禁じた第5号の句を除いて、当該規則の第1号、第5号は実質的に広範であり修正第1条に違反する³⁸⁾。

続いて「曖昧性の理論」³⁹⁾である。曖昧性の理論とは、法令の文言があまりに一般的、抽象的なために、その命じる内容を一般の人が理解できないことをいう。特に表現規制の場合、文言が曖昧だと憲法上の自由の行使を抑制する傾向があるので、この要請は強く働き当の法令は文言上憲法違反とされる。サロキンによると、第5号の他の利用者を悩ます、第9号の不快な状態といった基準は、まったく曖昧である。そのため、一般人にとっては禁止されていることを具体的に判断できない。また、規則の執行にあたっては執行者の裁量に委ねられる部分が大きい。さらに、曖昧なために修正第1条上の権利の行使に萎縮効果を生じさせる。サロキンはこうした検討の

ち第1号、第5号、第9号を憲法違反と結論した。

サロキンは、今までの検討を次のようにまとめている。

修正第1条は、政府がパブリック・フォーラムに不合理な時間、場所、態様の制限を課することを禁じている。次に、憲法上の理論である広範性の理論は、憲法で守られた行動に萎縮効果をもたらす法規の採択を禁じている。さらに、修正第14条のデュー・プロセス条項は、政府が曖昧な基準で制限を課することを禁じている。というのは、政府職員が恣意的で差別的な曖昧な基準で執行できる可能性があるからである。当該規則はこれらすべてに該当し憲法違反である⁴⁰⁾。

最後にサロキンは、「利用者に依拠する区別、憲法で許されない区別を課している」⁴¹⁾という原告の主張を検討した。デュー・プロセス条項と平等保護条項を規定する修正第14条、それに集会や結社の自由を盛り込む修正第1条は、個人の自由を恣意的、差別的な方法で侵害することを禁じている。個人やグループによって、刑罰が異なったり、差別的扱いをしてはならない。例えば第9号は衛生状態を中心に置き、身なり、体臭、清潔さを規則執行の決定要因にしている。不快な衛生状態は図書館運営への実質的な妨害という場合だけに限定されていない。したがってこの制限は個人の自由を侵害する。その上、被告図書館側によると、当該規則は原告クライマーや他のホームレスを意識して作成したということである。他人に不快との理由で締め出す方針は読者に依拠した制限であって、これは話し手に依拠する制限に匹敵する。この事件の場合、制限は「他者を悩ます」と図書館員が考えた原告の個人的な属性であり、これは許されるものではない。また規則はシャワーや洗濯を日常的に利用できない利用者を締め出そうとするものである。衛生テストは図書館の目的に沿わない。判決の全体の結論は次のようである。

上記の理由で、第1号、第5号、第9号、および最後の二つの段落は修正第1条に違反している。各号ともに、重要な行政上の利益に役立つように、時間、場所、態様を合理的かつ狭く定めていない。さらに第1号、第5号は、過度に広範で憲法違反である。第1号、第5号、第9号は曖昧で憲法に反する。第1号、第5号、第9号は、修正第14条のデュー・プロセス条項と平等保護条項、および修正第1条の結社の自由に違反する。また第1号、第5号、第9号、および最後の二つの段落はニュージャージー州憲法にも違反している⁴²⁾。

いうまでもなく原告クライマーの勝訴であった。1991年8月12日、被告図書館側は地裁判決を不満として、フィラデルフィアにある第3巡回区連邦控訴裁判所に控訴した。

3.3 連邦控裁判決

第3巡回区はM. グリーンバーグ (Morton Greenberg) など3名の合議であった。1992年2月4日に口頭弁論を実施し、3月23日に判決を下した。判決は、(1)公立図書館は制限的パブリック・フォーラムである、(2)当該規則は修正第1条および修正第14条に違反しない、(3)当該規則は曖昧性の理論に該当するとは言えないと判断した。要するに当該規則は文言上有効との理由で地裁判決(サロキン判決)を覆したのである。

判決はまず「情報を受け取るという修正第1条上の権利」⁴³⁾について考察した。クライマー側は修正第1条に関する主張を、情報や思想を受け取る権利に置いていた。そしてこの権利を最大限に行使するについて、公立図書館はかけがえのない役割を果たすと論じた。一方、図書館側は

控訴にあたって修正第1条の適用を疑問視すると共に、情報を受け取るという権利は「内容に依拠する検閲事件だけに適用できる」と主張していた。控訴の判断は、「修正第1条は情報を検閲する政府の立法を禁じているだけでなく、人びとが情報や思想へアクセスするという積極的な権利をも包み込んでいる」というものであった。そして、「修正第1条に依拠する情報を受け取るという権利は、本件に含意されている」と結論した。

次に判決は公立図書館の基本的性格を、地裁判決を意識しつつ次のように判示している。

公立図書館は情報や思想を受け取るという権利を行使するについて、「本質的な」位置を占める。しかし明白なことだが、公園、歩道、街路とは大きく異なり、伝統的パブリック・フォーラムと把握するには無理がある。図書館は静かで平穏な場でなくてはならず、当然ながら演説をはじめ修正第1条上の最も伝統的な表現活動は許されない。このような理由で、公立図書館は「『本質的』、『伝統的』なパブリック・フォーラムであり、利用の難易は民主主義制度の根幹に関わる」との地裁判決に反対する⁴⁴⁾。

判決は公立図書館を制限的パブリック・フォーラムと規定し、(1)行政上の利益、(2)利用の範囲、(3)フォーラムの性格を説明していく⁴⁵⁾。「行政上の利益」については、第一にモリスタウンには公立図書館設置の義務はなく、自発的に設けた点を重視した。第二に当該規則の前文「モリスタウン公立図書館の全利用者が図書館を利用するについて、通常の開館時間中に最大限の便宜を供する」に注意を喚起した。こうした事実にもとづき、判決はモリスタウンは図書館を特定の目的のために設置し公開したと判断した。判決は次のようにまとめている。

本件の場合、モリスタウンは表現活動 (*for expressive activities*) という意図をもって、住民に図書館を公開した。この場合の表現活動とは「文字コミュニケーション」である⁴⁶⁾。

次に「利用の範囲」である。判決によると、特定の目的を意図する制限的パブリック・フォーラムは、あらゆる人に公開すべき必要はない。特定の利用対象者や主題に限定してよい。こうした考えをもとに、「当該規則が明示しているように、図書館は読書、調査、それに図書館資料の使用という特定の目的のためにだけ、住民に公開されている。修正第1条上の全表現活動を行うために開かれているのではない⁴⁶⁾」と説明した。

さらに「フォーラムの性格」である。図書館の目的は、読書や筆記、それに静かな思考によって、知識を獲得することにある。この目的からして、会話や相互作用的な修正第1条上の表現活動の行使は認めがたい。制限的パブリック・フォーラムである公立図書館は、図書館の目的や性格と一致している権利、および制限的パブリック・フォーラムと規定した行政上の意図と軌を一にする権利の行使だけを許すべきである。

以上のような枠組みを設定したのち、判決は当該規則の各号について検討を加えていく。第1号⁴⁷⁾は、図書館の目的である読書や調査に携わらない利用者に退館を求めていた。判決によると、制限的パブリック・フォーラムである公立図書館は設置目的以外の行動を禁止してよいので、「明らかに第1号は合理性があり完全に効力を有する」のである。第5号⁴⁷⁾は他の利用者を悩ませる行動全般を禁じていた。判決は、悩ませたり混乱を生じる行動を禁止することは、図書館を最大限に活用するについて最も明瞭で直接的な方法であると判断した。したがって「第5号は根本的に合理性がある」。第9号⁴⁸⁾は衛生状態を定めていた。この号についての検討は若干慎重であった。というのは、所定の目的を果たしている利用者を、身なりや衛生状態によって締め出す可能

性があるからである。そこで重要な行政上の利益に役立つように狭く限定されているか、およびコミュニケーションのための十分な代替手段があるかという二点が重要となる。ここでも、他の利用者の円滑な利用の確保、衛生的で魅力的な図書館を維持するという重要な行政上の利益に任せて、当該規則は「狭く限定されている」とした。また図書館利用の拒否は永久的でなく、衛生状態を正せば入館できるとの観点から、代替手段が十分に用意されているとしたのである。

こうした判断から当然であるが、地裁と異なり控裁は過度の広範性の理論を退けた⁴⁹⁾。一方、曖昧性の理論について⁵⁰⁾第1号の場合は、職員が違反を当人に告げ、通常の図書館利用を促すことが容易に期待できることから、曖昧性の理論に違反しないのである。第5号の場合、例示の仕方でも明瞭で規定の仕方にも問題はない。第9号については、一般的にこの場合の妨害という概念が広いことは認めつつも、曖昧とはいえないと結論した。以上のように、控裁判決は地裁と反対になり、過度の広範性の理論も曖昧性の理論も適用できず、文言上有効であると判断したのである。さらに規則は差別的な意図もなく、恣意的でもない。それに違反者を退館させるについても公正な手続きを採用している。こうした点で、当該規則は修正第14条のデュー・プロセス条項および平等保護条項、さらに修正第1条に違反しないのである。

1990年に始まったこの裁判は3年で終わった。連邦地裁に差し戻された本件は、まもなく和解によって終結したのである。

4 クライマー事件とアメリカ図書館協会

4.1 連邦地裁判決と連邦控裁判決

判決の要点をまとめておくと次のようになる。地裁は、公立図書館を思想や情報を受け取るための制限的パブリック・フォーラムにとどまらず、伝統的パブリック・フォーラムと位置づけた。一方、控裁は、公立図書館を制限的パブリック・フォーラムと判断した。こうした相違はあるものの、修正第1条が保障する表現の自由の必然的結果として思想や情報を受け取る権利を把握し、この権利を行使するについて公立図書館が重要な役割を果たすと判断した点では同じである。一方、直接の争点となった当該規則について、地裁は文言上無効、控裁は文言上有効と判示した。

地裁はクライマーの修正第1条上の権利を最大限に重視し、それに思想や情報を受け取る伝統的パブリック・フォーラムとしての公立図書館を対置させた。一方、控裁は公立図書館の設置目的と利用者一般の円滑な利用を視野に入れ、それとクライマーの修正第1条上の権利、および制限的パブリック・フォーラムとしての公立図書館を比較衡量したのである。クライマー事件を紹介した山本順一は論文末尾で次のように要約している。

本事件を通じて、結論的に言えることは、公共図書館を利用されることに包摂される表現の自由、情報に等しく接する個々の市民の権利というものは、当然尊重しなければならない。しかし、図書館 vs. 個々の市民（この場合はホームレス）の背後に、図書館利用者総体が存在し、最大多数の権利との調整を図る局面があるということは銘記されてよい⁵¹⁾。

このように山本氏は的を射た結論を示している。確かに地裁は図書館設置の目的や利用者総体という側面の考察を欠いていた。その意味で控裁判決は妥当なものであったといえよう。

ところで山本論文は、「アメリカ図書館界は、この事件に対してどのような態度をとったのであろうか」と問題提起し、アメリカ図書館協会の対応を一瞥している。そして「アメリカ図書館協会は、この事件に関わることを嫌った」、アメリカ図書館協会知的自由委員会 (Intellectual Freedom Committee) も「この事件に対して効果的な関与をしえなかったようである」とまとめている⁵¹⁾。しかしこうした言をアメリカ図書館協会に関心がなかったとか、関与しなかったという風にとると、図書館協会とこの事件との思想的関連を見誤ることとなる。

4. 2 提訴 (1990 年 1 月 2 日) から地裁判決 (1991 年 5 月 22 日) まで

アメリカ図書館協会の公式機関誌『アメリカン・ライブラリーズ』がクライマー事件を最初に報じたのは 1989 年 11 月号である⁵²⁾。そこでは 1989 年 5 月の利用者行動規則の採択、続くアメリカ自由人権協会の申し入れと 7 月の規則改訂を手短かにまとめている。そしてモリスタウン公立図書館長ライスの言及「モリスタウンにはホームレスの問題がある。しかし図書館職員はソーシャル・ワーカーではない」、「これはホームレスの問題ではなく、利用者の行動の問題である」を紹介した。

1990 年 2 月号の『アメリカン・ライブラリーズ』では、編集長 T. ゴーガン (Thomas Gaughan) がクライマーからかかってきた電話のやりとりを報じている⁵³⁾。この電話でクライマーは 1990 年 1 月 2 日の提訴を伝えると共に、「私は虐待された。提訴の動機は経済的でも復讐でもない。世論を喚起したいし、館内に貼ってある規則をはがしたい」と述べた。編集長ゴーガンは、館長ライスとアメリカ自由人権協会の法律家が規則について合意した旨を伝えたが、クライマーは何の相談もなかったと伝え、さらに 1989 年 7 月の新規則も受け入れがたいと述べた。

1990 年 11 月号の『アメリカン・ライブラリーズ』と『ライブラリー・ジャーナル』は、いずれも裁判にいたる経過を簡潔に報じている⁵⁴⁾。特に『ジャーナル』は両者の言い分を要約した。被告図書館側の弁護士 C. スターレット (Cliff Starrett) は、「生徒がハイスクールの図書館で繰り返し叫び、図書館員が退去させた場合、人びとは図書館員を支持するだろう。この事件も同じである」と主張した。一方、原告クライマーを弁護する『ニュージャージー・ロー・ジャーナル』の編集長 B. ローゼン (B. Rosen) は、「モリスタウンは図書館利用の幅をホームレスに狭めている」ということを基礎に据えた。ローゼンによると、図書館は単に「クライマーの口臭が厭で」退館させたということになる。そして「これが人権問題でないなら人権問題は存在しない」と断言した。

判決が出る以前の状況を一言でまとめると、クライマー側は憲法上の人権の問題、すなわちホームレスへの差別を問題にしたのに対して、図書館側は一人の利用者の行動を問題にした。そしてこの時点では、アメリカ図書館協会の態度はまだ出されていなかった。

4. 3 連邦地裁判決 (1991 年 5 月 22 日) について

地裁判決、いわゆるサロキン判決が下された時点から、アメリカ図書館協会知的自由委員会の機関誌『ニュースレター・オン・インテレクトュアル・フリーダム』は反応を開始する。1991 年 7 月号は判決の結論を示すと共に、クライマーの言を紹介した⁵⁵⁾。クライマー自身は「偉大な判決」と述べ、「この裁判の核心は、読む権利、座る権利、思考する権利に関して、ホームレスが他

の人と同じ権利を有するのか否かということである。差別は許されない。見かけ、体臭、身なりを理由に図書館は退去させることはできない」と続けたのである。

1991年7/8月号の『アメリカン・ライブラリーズ』は判決の結論を示すと共に、この判決に図書館界は大きな関心を示していると報じた⁵⁶⁾。アメリカ図書館協会内では評議会、理事会、知的自由委員会、読書の自由財団(Freedom to Read Foundation)が、判決に関心を持っているとした。特に理事会は図書館側の弁護士スターレットからの1991年5月30日付けの手紙に対処しなくてはならなかった。なぜなら図書館側の控訴に際して、図書館協会に法廷助言者として準備書面を出すよう求め、さらに裁判への財政支援も期待していたからである。この手紙に関連して、知的自由委員会は委員長G.コナブル(Gordon Conable)が理事会に覚書きを送り、サロキン判決は「アメリカ図書館協会の知的自由およびアクセスの方針と軌を一にしている」との判断を提示した。と同時に、判決が合理的で差別的でない利用者行動規則の採択を支持していると強調したのである。要するに覚書きは、図書館側の控訴に際して図書館協会が行動を取る場合、サロキン判決を支持する内容にすべきだと勧告していた。なおアメリカ図書館協会の州支部であるニュージャージー図書館協会は図書館側を支持していた。同協会はクライマーという一人の利用者の行動の問題と把握し、アクセスの問題とは考えなかった。

1991年8月の『ライブラリー・ジャーナル』は判決の概要を示すと共に、判決への諸説を簡潔に紹介した⁵⁷⁾。特にモリスタウンが控訴に際してアメリカ図書館協会に支援を求めたことに関連し、図書館協会は板挟みにあっていると報じた。このジレンマを協会の法律顧問P.ゴダート(Paula Goedert)は次のように要約している。

この事件は図書館協会に非常にやっかいな問題を供している。情報へのアクセスは協会の方針の土台である。……同時に、図書館が利用者行動規則を定めて実施できねばならないのも当然である。利用への制限が情報へのアクセスを侵害しない形で境界線を決めねばならない。これは難問である⁵⁸⁾。

1991年7月上旬に開かれたアメリカ図書館協会年次大会でも、この判決が取り上げられた⁵⁹⁾。会員総会の状況を見ると、ニュージャージー図書館協会会長E.マッコネル(Elaine McConnell)は、アメリカ図書館協会は何の助けにもならないと不満を表明した。図書館側に理解を示す参加者は、「これはホームレスの問題ではなく、図書館での利用と行動の問題である。議論を正しい方向で続けよう」と訴えた。さらに「アメリカ図書館協会は常に会員[加盟館]に反対してきた」と強く非難する会員もいた。ライスの後継としてモリスタウン公立図書館長になったN.ハンメク(Nancy Hammeke)は、問題はホームレスによる図書館利用の権利ではなく、利用者個人の振る舞いにあると断言した。一方「読書の自由財団」会長C.シュミット(C. Schmidt)は「すぐれた判決である」と強調したのである。

この年次大会で知的自由委員会委員長コナブルは、評議会に恒例の報告をした⁵⁹⁾。そこではサロキン判決が、情報を受け取るという修正第1条上の権利を認めると共に、それを体現する場として公立図書館を位置づけている点に注意を喚起し、法廷の保守化を考えると重要な先例になると強調した。コナブルは公立図書館の基本的役割についてのサロキン判決が覆されるとすべての図書館に現実には危険が生じると警告し、次のように結んだのである。

したがって知的自由委員会は、……アメリカ図書館協会がモリスタウンの控訴の理由を検

討し、準備書面を用意するよう勧告する。書面はサロキン裁判官が示した情報へのアクセスの原則と修正第1条上の権利を擁護するものでなくてはならない⁶⁰⁾。

なおコナブルは、利用者規則の指針作成のための専門委員会を設けたと報告した。委員会には法律専門家が加わり、憲法上の基準に合致するための指針を示すことを任務とする。

一方、法律問題を中心に裁判に関わる「読書の自由財団」は、会長シュミットが評議会で報告した⁶¹⁾。財団はサロキン判決を支持する形で介入すると断言している。

知的自由委員会、「読書の自由財団」が重視した点をまとめると以下になる。サロキン判決は、(1)図書館協会の知的自由とアクセスの方針に合致している、(2)差別的でない合理的な利用規則の作成を各館の権限であり責任であるとしている、(3)情報を受け取るという修正第1条上の権利と、それを体現する公立図書館という非常に積極的な解釈をしている。クライマー事件で中心的役割を果たすべき知的自由委員会、「読書の自由財団」は、サロキン判決を支持した。図書館協会が図書館側ではなく、クライマー側に組みするという異例の図式が出現したのである。なお協会の州支部であるニュージャージー図書館協会は、モリスタウン側に立っていた。ここでも、いま一つのねじれが生じていたのである。

4. 4 控訴（1991年8月12日）から連邦控裁判決（1992年3月23日）まで

9月11日、ついにアメリカ図書館協会理事会は3時間の討議の末、準備書面を供しないと決定した⁶²⁾。ジレンマを回避できなかったためである。翌日9月12日、「読書の自由財団」は法廷助言者として準備書面を提供する⁶³⁾。モリスタウンは控訴に際して、サロキン判決のあらゆる点に疑問を出していた。特に「読書の自由財団」が問題にしたのは、公立図書館をパブリック・フォーラムと位置づけること、および情報を受け取るという修正第1条上の権利に疑問を呈していた点であった。財団は「両当事者のいずれをも支持しない」準備書面を提出したが、書面では、(1)情報を受け取ることは修正第1条上の権利の行使である、(2)公立図書館での情報へのアクセスは修正第1条によって保障されている、(3)公立図書館は館内での利用者の行動を規制するについて一定の権限を有しているという三つの節に分けて主張している。

(1)についてサロキン判決は、修正第1条は情報を受け取る権利を守っていると判断した。これにたいし図書館側は、「判決全体がいわゆる『情報を受け取る権利』という誤った考えを前提にしている。この権利はいままで内容に依拠する検閲事件だけに適用されてきた」と主張していた。準備書面は情報を受け取るという修正第1条上の権利を再確認すると共に、この権利が内容に依拠するときだけに適用できるといった判例はないと断言した。(2)では、ボストン公立図書館設立の意図、『図書館の権利宣言』(Library Bill of Rights)を援用して、公立図書館は地域の全住民に情報へのアクセスを保障するパブリック・フォーラムであるとの考えを強調している。(3)ではまず、修正第1条は情報を受け取るために公立図書館にアクセスすることを保障していると述べた。したがって修正第1条に違反する形で利用者を排除できないが、ある利用者の行動が他のすべての利用者の修正第1条の権利の行使を妨害しないように、方針や規則を採択できると訴えている。「読書の自由財団」は「両当事者のいずれをも支持しない」としていたが、明らかに準備書面の内容はサロキン判決に組みするものであった。

1992年1月末に開かれたアメリカ図書館協会冬期大会では、「読書の自由財団」会長シュミッ

トが評議会へ報告した⁶⁴⁾。「読書の自由財団」はモリスタウンの控訴の書面を検討したが、どうしても無視できない主張が記されていたという。それは図書館側が、公立図書館で情報を受け取るという修正第1条上の権利はないと主張していた点である。換言すればモリスタウンのこの主張を「読書の自由財団」は許せなかったのである。なぜなら公立図書館で情報を受け取るという修正第1条上の権利が否定されれば、すべての人へのフリー・アクセスを保障できず、同時に検閲にたいして確固たる闘いができないからである。これは「読書の自由財団」にとって看過できないことであった。

4.5 連邦控裁判決（1992年3月23日）以後

1992年7月上旬に開かれたアメリカ図書館協会年次大会で、知的自由委員会はサロキンを招待し講演会を開催している⁶⁵⁾。一方、「読書の自由財団」会長コナブルは評議会に次のように報告した⁶⁶⁾。結論的には財団の準備書面に従って判決が出されたとし、「まれにみる大成功」と自賛した。すなわち控裁判決は、公立図書館を情報を受け取るための制限的パブリック・フォーラムと把握し、情報を受け取るという修正第1条上の権利を認め、住民は公立図書館を利用する修正第1条上の権利を有するとした。一方では、合理的な利用者行動規則を定める図書館の権利をも認めたのである。コナブルは、この事件は大きな関心を引きつけていると共に、しばしば「読書の自由財団」の立場は誤解されてきたと述べた。財団からみて根強い誤った考えは、本件をモリスタウン公立図書館でのクライマーの行動であるとする考えである。コナブルは、本件の中核はモリスタウンの図書館自体が判決を求めた当該規則の文言上の効力の問題であり、さらに図書館は修正第1条の領域内に位置する施設であるか否かということであると強調した。そして次のように判決を総括したのである。

読書の自由財団は本件での成功を非常に自負している。公立図書館は情報へアクセスする制限的パブリック・フォーラムであると、司法上で初めて位置づけられたのである。モリスタウン公立図書館はこの原則にはっきり反対していた。この判決は公立図書館への検閲と闘う際に、かけがえのない先例になるであろうし、同時に図書館利用に関する合理的な規則を定めることも支持したのである⁶⁶⁾。

お わ り に

クライマー事件判決は、アメリカ図書館協会の知的自由への方針文書に具体的に反映されている。1982年にアメリカ図書館協会評議会は、『図書館の資源やサービスへのアクセスに影響する管理上の方針と手続き』（*Administrative Policies and Procedures Affecting Access to Library Resources and Services*）を『図書館の権利宣言』解説文として採択した。その第一段落は次のようになっている。

あらゆる個人は、情報にフリー・アクセスする権利を持つ。この権利は、図書館の館種を問わず、図書館サービスの全側面の基本になる。『図書館の権利宣言』第5条は、個人の生まれ、年齢、経歴、見解を問わず、個人が図書館を利用する権利を擁護している。『図書館の権利宣言』の中核は、情報や思想の自由な流れを擁護し、奨励する点にある。アメリカ図書館

協会は、すべての図書館が、『図書館の権利宣言』の基本的な定めを反映した方針や手続きを作成するように主張する⁶⁷⁾。

もともとこの解説文は、住民が情報にフリー・アクセスするについて図書館のさまざまな規則が障壁になっているという事実を踏まえ、特に子どもの利用を意識して採択された解説文である。この解説文は1992年に改訂され、標題も『図書館の資源やサービスへのアクセスに影響する規則、方針、手続き』(*Regulations, Policies, and Procedures Affecting Access to Library Resources and Services*)と変化した、その冒頭の段落は次のように変化した。

アメリカの図書館は、法体系に従って存在し機能している。この法体系は合衆国憲法を源に、州法が定め、管理団体や管理機関が実施のために設けた規則、方針、手続きからなる。

規則、方針、手続きは図書館の機能と性格を示し、図書館の運営を定め、図書館の使命と利用者の権利を守っている⁶⁸⁾。

こうしたいわば前文に続けて、図書館は民主主義社会の偉大な象徴の一つである、図書館は異論を包み込む点で修正第1条を体現している、公立図書館は単なるパブリック・フォーラムではなく本質的、伝統的パブリック・フォーラムである、図書館利用の難易はアメリカ民主主義の土台に影響するといったサロキン判決の文言をふんだんにちりばめている。そしてフリー・アクセスの保障を訴えているのである。

1982年版から1992年版への変化を重視しなくてはならない。1982年版は理念を最初に掲げ実践のあり方を示していたが、1992年改訂版は理念と実践を法的枠組みの中に位置づけたのである。これはアメリカ図書館協会、知的自由委員会、「読書の自由財団」のみならず、図書館界にとってとりわけ重要なことであった。というのはきまって検閲者は、『図書館の権利宣言』やその解説文は理念を示した啓蒙的な声明にすぎないと主張するからである。サロキン判決（および連邦控裁判決）は、公立図書館の存在意義と利用のあり方に初めて強力な司法上の判断を提示したことになり、その成果はすぐに図書館協会の基本方針を示す文書に組み込まれたのである。

既述のように、山本論文は「アメリカ図書館協会は、この事件に関わることを嫌った」と指摘していた。この指摘自体に誤りはない。モリスタウン側からの1991年5月30日付のアメリカ図書館協会宛の手紙は、控訴に際し図書館を支持する準備書面の提供、および裁判への財政支援を求めていた。また1991年7月の年次大会の会員総会で、ニュージャージー図書館協会の会長マッコネルはアメリカ図書館協会から何の助言も得られなかったと述べた。それにライスの後を継いだ館長ハンメクも、「私の図書館で起こったことは、あなたがた皆の図書館でも起こる可能性がある。もしそうなったら、神様しかあなたたちを助けようとはしませんよ。アメリカ図書館協会にはそんな気がさらさらないのですから」⁶⁹⁾と断言している。アメリカ図書館協会の法律顧問のP.ゴダードが、図書館協会は公立図書館の理念と加盟館を救うというジレンマに直面していると述べていたが、これは事実であった。既述のように、図書館協会理事会は1991年9月11日に激論の末、控訴について準備書面を提供しないと決定した。すなわち理事会レベルでいえば、たしかに図書館協会はこの事件に関わるのを嫌ったと結論できる。

一方、山本論文はこの種の問題に中心的役割を果たすべき知的自由委員会について、「この事件に対して効果的な関与をしえなかったようである」とまとめている。この言は、モリスタウン事件の裁判に知的自由委員会が具体的に関与しなかったという意味では正しい。しかしこの事件に

態度を表明しなかったとか、曖昧な立場を取ったという風に考えると、それは誤りである。知的自由委員会の立場は本稿で示したように明確なものであった。はっきりとサロキン判決を支持すると共に、サロキン判決に沿った利用者行動規則を設けるために専門委員会を設置して指針案を作成したのである。

いうまでもなくアメリカ図書館協会において、知的自由を支持し守るプログラムの中で最も積極的な性格を有するのは、1969年11月に法人化された「読書の自由財団」である。財団は図書館協会の組織の外にある。これは政治や法律の分野で、積極的に自由な行動をするためである。しかし図書館協会とは一体の関係にあり、協会の役員が職権上の理事になり、財団の事務局長は同時にアメリカ図書館協会知的自由部（Office for Intellectual Freedom 知的自由委員会の事務部門）長でもある。そして財団事務局はアメリカ図書館協会本部におかれている。財団は一言でいって、図書館協会の法律、裁判部門と考えてよい。この財団の大きな目的の一つとして、『図書館の権利宣言』で言明された原則を単なる机上の方針ではなく、法的先例として確立するということがある。当然ながら財団は知的自由委員会と同一の考えを取り、モリスタウン側の控訴に際しては「両当事者のどちらをも支持しない」としつつ、実質的にはサロキン判決に沿った準備書面を提供したのである。既述のように準備書面を提出する契機となったのは、モリスタウン側の控訴にあたっての理由づけであった。

知的自由委員会や「読書の自由財団」が重視したのは、サロキン判決が初めて司法上の解釈として示した憲法上での公立図書館の存在意義であった。この解釈が否定されると、1939年に『図書館の権利宣言』を採択して以来、約半世紀にわたって取り組んできた努力がむなしいものになる。と同時に、現実の検閲に対する闘いが非常に困難になるのである。こうした意味で、サロキン判決自体は図書館裁判上で画期的なものであり、知的自由委員会や「読書の自由財団」は地裁判決の時点では公立図書館の積極的な憲法上の位置づけに諸手を上げて喜んだ。しかしモリスタウン側がサロキン判決を否定する主張を展開して控訴した時点で、状況は一転した。すなわち、地裁判決は喜ばしいものであると同時に、どうしても守らねばならないものになっていたのである。

注

- 1) "ALA Membership and Council Approve Poor People's Service Policy Resolution," Sanford Berman & James P. Danky eds. *Alternative Library Literature, 1990-1991* (Jefferson, N. C.: McFarland, 1992) pp. 110-111.; "Membership, Council, Exec. Board Highlights: Chicago, 1990," *American Libraries (AL)*, July/August 1990, pp. 670, 672.
- 2) American Library Association, "60. Library Services for the Poor (*ALA Policy Manual*)," in *Handbook of Organization, 1993/94* (Chicago: American Library Association, 1993) H. 152.
- 3) アウトリーチ全般については次を参照。川崎良孝「アメリカ公立図書館と“The Disadvantaged”」『現代の図書館』21(3), 1983, pp. 32-56.; 小林卓「アメリカ公立図書館におけるアウトリーチ・プログラム」『大阪教育大学紀要（第IV部門，教育科学）』43(2), 1995, 177-186.
- 4) Mario M. Gonzalez and Harriet Gottfried, "Libraries Services to the City's Homeless," *Bookmark*, Summer 1988, p. 229.
- 5) クリストファー・ジェンクス『ホームレス』（岩田正美監訳，図書出版社，1995）p. 34.
- 6) Marie M. Gonzalez, *op. cit.*, p. 229.

なおゴンザレスはホームレスの理由として「低家賃の家が年 50 万戸消滅している」、「毎年製造業の仕事が年 200 万人分なくなり、新しい仕事は給料が低い」、「連邦による低所得者向け住宅に関する政策が事実上存在しない」、「エイズの人への住宅差別」、「精神障害者の脱施設政策」を指摘している。

ジェンクスはホームレスが生じる直接的な原因として「退院させられる精神病患者」、「麻薬の蔓延」、「仕事と結婚」、「ドヤ街の消滅」を指摘し、間接的な原因として「社会性と家族の絆」、「住宅市場の変化」、「予算削減と家賃規制」を指摘している。クリストファー・ジェンクス『ホームレス』*op. cit.*

またニューヨーク市でのホームレスの実態と施策を検討した重要な調査報告書、Ellen Baxter, Kim Hopper, *Private Lives/Public Spaces: Homeless Adults on the Streets of New York City* (New York: Community Service Society, 1981) はニューヨークでの原因として、「精神障害者の脱施設化政策」、「低所得者向け住宅の減少」、「失業」をあげた。

- 7) Randall C. Simmons, "The Homeless in the Public Library: Implications for Access to Libraries," *RQ*, Fall 1985, pp. 111 - 112.
- 8) 図書館利用とホームレス全般を扱った文献として次がある。Karen M. Venturella, "The Homeless and the Public Library," *Progressive Librarian*, No. 3, Summer 1991, pp. 31 - 42.
- 9) Herbert S. White, "Send These, the Homeless, Tempest-Tost to Me," *Library Journal* (LJ), February 1989, p. 147.
- 10) Pat Woodrum, "A Haven for the Homeless," *LJ*, January 1988, pp. 55 - 57.
- 11) Joy Greiner, "The Homeless: PLA Members' Consensus is for Equitable Services and Respect," *Public Libraries*, May/June 1989, p. 138.
- 12) Mario M. Gonzalez, *op. cit.*, pp. 229 - 232.; "Public Libraries Find Ways to Serve Urban Homeless," *AL*, April 1988, p. 252.
- 13) "At Library, A Room for the Homeless," *New York Times*, January 19, 1989, C3.
- 14) 図書館カードの問題については次を参照。Mary N. Landgraph, "Library Cards for the Homeless," *AL*, November 1991, pp. 946 - 949.; Joy Greiner, *op. cit.*, p. 140.
- 15) Walter Muir Whitehill, *Boston Public Library: A Centennial History* (Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1956) p. 217.
- 16) こうした現象は日本でも無縁ではない。特に大都市では経済不況ともあいまって、トイレ、暖房、冷房、それに居場所を得るといったことを主目的に図書館を利用する人が増え、時には図書館と問題を起こしている。例えば 1993 年 9 月 29 日の『中日新聞』夕刊が示すように、愛知芸術センター愛知図書館でホームレスへの入館規制が問題となった。少し古いが新聞に大きく取り上げられた例として、大阪市立天王寺図書館の場合がある。1967 年 7 月 26 日号の『産経新聞』夕刊は、「浮浪者に負けた図書館〈天王寺〉」との大見出し、『「不法占拠」しめ出して改装休館」、「大弱り中高校生/夏休みの勉強できぬ」との中見出しのもと、改装休館の模様を示している。
- 17) Pat Woodrum, *op. cit.*, p. 56.
- 18) 全般的な問題の広さと深さを知るには以下を参照。Alan Jay Lincoln, *Crime in the Library: A Study of Patterns, Impact, and Security* (New York: R. R. Bowker, 1984); Marvin Brand, *Security For Libraries: People, Buildings, Collections* (Chicago: American Library Association, 1984); Bruce A. Schuman, *River Bend Revisited: The Problem Patron in the Library* (Phoenix, Ariz.: ORYX Press, 1984)
- 19) Schenectady County Public Library, *Problem Patron Manual*, 2nd ed. (Schenectady, N. Y.: Schenectady County Public Library, 1984) p. 9.
- 20) *ibid.*, p. 38.
- 21) *ibid.*, p. 39.
- 22) *ibid.*, p. 23 - 24.
- 23) "Local Press Defends Ann Arbor PL Behavior Rules Banning Problem Patrons," *AL*, January

- 1985, p. 7.; Randall C. Simmons, *op. cit.*, p. 116
- 24) クライマー事件の判決は以下にもとづいている。*Richard R. Kreimer v. Bureau of Police for the Town of Morristown, et. al.*, 765 F. Supp. 181 (D. N. J. 1991).; *Richard R. Kreimer v. Bureau of Police for the Town of Morristown, et. al.*, 958 F. 2d 1242 (3rd Cir. 1992). なお次の文献は判決を転載するとともに、事件の意義について簡略に検討している。Arthur Hafner, Jennifer Sterling-Folker, Brian Folker, "The Morristown, New Jersey, Experience: The Public Library as a Limited Public Forum and Lessons from the *Richard R. Kreimer* Case," (Arthur Hafner ed. *Democracy and the Public Library*, Westport, Conn.: Greenwood Press, 1993) pp. 173 - 263.
- 25) 958 F. 2d 1246.
- 26) 958 F. 2d 1247.
- 27) 765 F. Supp. 183 - 185.; 958 F. 2d 1247 - 1248. なおこの規則は条例にはなっていない。"Homeless Crisis Hits Home at Suburban Library," *AL*, November 1989, p. 951 を参照。
- 28) 765 F. Supp. 184.; 958 F. 2d 1248.
- 29) 765 F. Supp. 184 - 185.; 958 F. 2d 1248.; この7月改訂で図書館とアメリカ自由人権協会は合意に達している。"A Long Distance Call from a Homeless Man," *AL*, February 1990, p. 92 を参照。
- 30) 765 F. Supp. 184.; 958 F. 2d 1248.
- 31) 765 F. Supp. 182 - 183.
- 32) 765 F. Supp. 183.
- 33) 765 F. Supp. 185 - 186.
- 34) 765 F. Supp. 186 - 187.
- 35) 765 F. Supp. 187 - 189.
- 36) 765 F. Supp. 189.
- 37) 765 F. Supp. 189 - 192.
- 38) 765 F. Supp. 192.
- 39) 765 F. Supp. 192 - 194.
- 40) 765 F. Supp. 194.
- 41) 765 F. Supp. 194 - 196.
- 42) 765 F. Supp. 197 - 198.
- 43) 958 F. 2d 1250 - 55.
- 44) 958 F. 2d 1256.
- 45) 958 F. 2d 1259 - 1262.
- 46) 958 F. 2d 1259.
- 47) 958 F. 2d 1262.
- 48) 958 F. 2d 1264.
- 49) 958 F. 2d 1265 - 1266.
- 50) 958 F. 2d 1266 - 1267.
- 51) 山本順一「公共図書館の利用をめぐる：クライマー事件を素材として」(石井敦先生古稀記念論集刊行会『転換期における図書館の課題と歴史』緑蔭書房, 1995) p. 110. クライマー事件の記述については同論文 (pp. 99 - 111) も参考にさせていただいた。
- 52) "Homeless Crisis Hits Home at Suburban Library," *op. cit.*, pp. 950 - 951.
- 53) "A Long Distance Call from a Homeless Man," *op. cit.*, February 1990, p. 92.
- 54) "Homeless Man Files Suit Against NJ Lib.," *LJ*, November 1990, p. 16.; "Stakes Rise in Lawsuit Against N. J. Public Library," *AL*, November 1990, pp. 940 - 941.
- 55) "From the Bench: Libraries: Morristown, New Jersey," *Newsletter on Intellectual Freedom (NoIF)*, July 1991, p. 116.
- 56) "ALA, Public Libraries Examine Impact on N. J. Homeless Ruling," *AL*, July/August 1991, p. 610.

- 57) "*Kreimer v. Morristown, Fires Debate in Library Community*," *LJ*, August 1991, pp. 15, 18, 20.
- 58) *ibid.*, p. 18.
- 59) "IFC Report to ALA Council," *NoIF*, September 1991, pp. 182–183. 規則の指針については次を参照。"Proposed Guidelines for the Development of Policies Regarding User Behavior and Library Usage," *ibid.*, pp. 135–136.; "IFC Report to ALA Council," *NoIF*, March 1993, pp. 56–57.
- 60) *ibid.*, p. 183.
- 61) "FTRF Report to ALA Council," *NoIF*, September 1991, p. 146.
- 62) "Morristown PL Homeless Case Generates Nation Wide Attention," *AL*, October 1991, pp. 830–831.
- 63) "FTRF Files Brief in Morristown Case," *NoIF*, November 1991, pp. 187, 211–214.
- 64) "FTRF Report to ALA Council," *NoIF*, March 1992, p. 34.
- 65) "ALA Conference, Judge Sarokin Speaks," *NoIF*, September 1992, pp. 134–135. サロキンは自分の判決を次のように説明した。判決はクライマーの行動の是非を判じておらず、問題になったのは規則の文言上の効力である。情報へのアクセスという市民の権利のために修正第1条を含意していると判断したが、この点では控裁判決も変わりはない。曖昧性の理論について言えば、例えば速度制限について「あまりに速度を出すこと」と定める法律は曖昧で憲法違反である。警官やドライバーはどの時点で法律違反になるかを知らねばならない。明確な基準が必要で、そうでなければ執行者の偏向や恣意的な決定に服することになる。とはいえ曖昧といったからといって、その行動を承認するものではない。速度制限が「あまりに速度を出すこと」であるが故に法規が曖昧と結論したからといって、「あまりに速度を出すこと」を許容することを意味しない。靴を履いていない、服を着ていない、ラジオをつけているといったことは判断が簡単である。しかし、「読書や調査、それに資料の使用をしない利用者には、退館を求めなければならない」といった規則で、職員は客観的で的確な判断をできるかということである。三つ揃えを着ている紳士とホームレスが同じように図書館の椅子に座り短時間のうたた寝をしている場合、同じ退館という措置を取るかということでもある。サロキンは講演の最後に判決文「公立図書館は民主主義社会の偉大な象徴の一つである。公立図書館は異論を包み込む点で修正第1条を体現する」を繰り返した。そして利用者、職員、修正第1条、施設を守るために、精確な規則が必要だと訴えた。
- 66) "FTRF Report to ALA Council," *NoIF*, September 1992, p. 132.
- 67) アメリカ図書館協会知的自由部編纂『図書館の原則：図書館における知的自由マニュアル（第3版）』（川崎良孝・佳代子共訳『図書館と自由（第12集）』日本図書館協会、1991）p. 58.
- 68) Office for Intellectual Freedom, ALA, *Intellectual Freedom Manual*, 4th. ed. (Chicago, American Library Association, 1992) p. 25.
- 69) "Morristown Librarian Blasts ALA at Patron Behavior Hearing," *AL*, March 1992, pp. 245–246.